

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4225374号  
(P4225374)

(45) 発行日 平成21年2月18日(2009.2.18)

(24) 登録日 平成20年12月5日(2008.12.5)

(51) Int. Cl.		F I		
<b>G06Q 30/00</b>	<b>(2006.01)</b>	G06F 17/60	3 2 4	
<b>G06Q 10/00</b>	<b>(2006.01)</b>	G06F 17/60	5 0 2	

請求項の数 8 (全 17 頁)

(21) 出願番号	特願2000-381375 (P2000-381375)	(73) 特許権者	000006091 明治製菓株式会社 東京都中央区京橋2丁目4番16号
(22) 出願日	平成12年12月15日(2000.12.15)	(73) 特許権者	000003584 株式会社タカラトミー 東京都葛飾区立石7丁目9番10号
(65) 公開番号	特開2002-183571 (P2002-183571A)	(73) 特許権者	000002897 大日本印刷株式会社 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
(43) 公開日	平成14年6月28日(2002.6.28)	(74) 代理人	100091476 弁理士 志村 浩
審査請求日	平成16年9月15日(2004.9.15)	(72) 発明者	片桐 裕之 東京都中央区京橋二丁目4番16号 明治製菓株式会社内
審判番号	不服2005-7360 (P2005-7360/J1)		
審判請求日	平成17年4月25日(2005.4.25)		
早期審査対象出願			

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 商品についての付加サービス提供システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

市場に流通させる商品に付加価値を与え、この付加価値に基いて付加的なサービスを提供するシステムであって、

第1の識別コードを発生させる第1の識別コード発生手段と、

第2の識別コードを発生させる第2の識別コード発生手段と、

第1の事業者が出荷する商品に前記第1の識別コードを付加するために、当該商品のパッケージに識別コードを印刷する機能もしくは当該商品のパッケージに識別コードの印刷物を添付する機能を有する第1の識別コード付加手段と、

第2の事業者が出荷する商品に前記第2の識別コードを付加するために、当該商品のパッケージに識別コードを印刷する機能もしくは当該商品のパッケージに識別コードの印刷物を添付する機能を有する第2の識別コード付加手段と、

ユーザが操作する端末装置に対してインターネットを介してWebページを提供する機能を有し、このWebページ上の指示に従ってユーザから異なる2種類の識別コードが同時にもしくは期間をおいて別々に入力されたときに、この入力された識別コードの一方が前記第1の識別コードであり、他方が前記第2の識別コードであることを確認した上で、前記ユーザが操作する端末装置に対して、インターネットを介して所定のサービスを提供するサービス提供手段と、

を備えることを特徴とする商品についての付加サービス提供システム。

【請求項2】

10

20

市場に流通させる商品に付加価値を与え、この付加価値に基いて付加的なサービスを提供するシステムであって、

第1の識別コードを発生させる第1の識別コード発生手段と、

第2の識別コードを発生させる第2の識別コード発生手段と、

第1の事業者が出荷する商品に前記第1の識別コードを付加するために、当該商品のパッケージに識別コードを印刷する機能もしくは当該商品のパッケージに識別コードの印刷物を添付する機能を有する第1の識別コード付加手段と、

第2の事業者が出荷する商品に前記第2の識別コードを付加するために、当該商品のパッケージに識別コードを印刷する機能もしくは当該商品のパッケージに識別コードの印刷物を添付する機能を有する第2の識別コード付加手段と、

ユーザが操作する端末装置に対してインターネットを介してWebページを提供する機能を有し、このWebページ上の指示に従ってユーザから識別コードが入力されたときに、この入力された識別コードが前記第1の識別コードまたは前記第2の識別コードであることを確認し、前記第1の識別コードまたは前記第2の識別コードのいずれか一方が入力されたことを条件として、前記ユーザが操作する端末装置に対して、インターネットを介して第1属性のサービスを提供し、前記第1の識別コードおよび前記第2の識別コードの双方が入力されたことを条件として、前記ユーザが操作する端末装置に対して、インターネットを介して第2属性のサービスを提供するサービス提供手段と、

を備えることを特徴とする商品についての付加サービス提供システム。

#### 【請求項3】

市場に流通させる商品に付加価値を与え、この付加価値に基いて付加的なサービスを提供するシステムであって、

第1の識別コードを発生させる第1の識別コード発生手段と、

第2の識別コードを発生させる第2の識別コード発生手段と、

第1の事業者が出荷する商品に前記第1の識別コードを付加するために、当該商品のパッケージに識別コードを印刷する機能もしくは当該商品のパッケージに識別コードの印刷物を添付する機能を有する第1の識別コード付加手段と、

第2の事業者が出荷する商品に前記第2の識別コードを付加するために、当該商品のパッケージに識別コードを印刷する機能もしくは当該商品のパッケージに識別コードの印刷物を添付する機能を有する第2の識別コード付加手段と、

ユーザが操作する端末装置に対してインターネットを介してWebページを提供する機能を有し、このWebページ上の指示に従ってユーザから識別コードが入力されたときに、この入力された識別コードが前記第1の識別コードまたは前記第2の識別コードであることを確認し、前記第1の識別コードが入力されたことを条件として、前記ユーザが操作する端末装置に対して、インターネットを介して第1属性のサービスを提供し、前記第2の識別コードが入力されたことを条件として、前記ユーザが操作する端末装置に対して、インターネットを介して第2属性のサービスを提供し、前記第1の識別コードおよび前記第2の識別コードの双方が入力されたことを条件として、前記ユーザが操作する端末装置に対して、インターネットを介して第3属性のサービスを提供するサービス提供手段と、

を備えることを特徴とする商品についての付加サービス提供システム。

#### 【請求項4】

請求項1～3のいずれかに記載の付加サービス提供システムにおいて、

ユーザから第1の識別コードと第2の識別コードとの双方が入力された場合に、これら2種類の識別コードの入力順に応じて、サービス提供手段から提供されるサービスの内容を変えることを特徴とする商品についての付加サービス提供システム。

#### 【請求項5】

請求項1～4のいずれかに記載の付加サービス提供システムにおいて、

第1の識別コードまたは第2の識別コードのいずれか一方または双方に、複数通りのパターンを用意しておき、入力された識別コードのパターンに応じて、サービス提供手段から提供されるサービスの内容を変えることを特徴とする商品についての付加サービス提供

10

20

30

40

50

システム。

【請求項 6】

請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載の付加サービス提供システムにおいて、

サービス提供手段により提供されるサービスとして、ユーザに対するゲームの提供、クイズの提供、または易情報の提供を行うことを特徴とする商品についての付加サービス提供システム。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載の付加サービス提供システムにおいて、

サービス提供手段が、第 1 の識別コード発生手段および第 2 の識別コード発生手段と通信する機能を有し、第 1 の識別コード発生手段および第 2 の識別コード発生手段への問合せにより、入力された識別コードについての確認処理を行うことを特徴とする商品についての付加サービス提供システム。

10

【請求項 8】

請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載の付加サービス提供システムにおいて、

第 1 の識別コード発生手段および第 2 の識別コード発生手段が、それぞれ所定のアルゴリズムに基いて第 1 の識別コードおよび第 2 の識別コードを発生する機能を有し、

サービス提供手段が、前記所定のアルゴリズムに基いて、入力された識別コードについての確認処理を行うことを特徴とする商品についての付加サービス提供システム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

20

【発明の属する技術分野】

本発明は、市場に流通させる商品に付加価値を与え、この付加価値に基いて付加的なサービスを提供するシステムに関し、特に、商品に付与された識別コードを用いてインターネット経由でアクセスしてきたユーザに対して、ゲーム、クイズ、易情報などを提供する技術に関する。

【0002】

【従来の技術】

個々の商品が本来備えている価値とは別に、その商品の機能とは直接関係しない付加価値を与えることにより販売促進を図る、という手法は古くから利用されてきた古典的手法であり、現在も種々の商品について利用されている。たとえば、本来の商品である菓子に「おまけ」として玩具を添附して販売したり、逆に、本来の商品である玩具に「おまけ」として菓子を添附して販売したりする手法は、典型的な販売促進方法として現在も広く利用されている。この他、景品引換券や懸賞応募券といった「クーポン券」を商品に添附するような方法も広く行われている。

30

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

上述したように、商品に「おまけ」や「クーポン券」を添附するという手法は、現在でも十分に効果のある販売促進手法である。しかしながら、パソコンや携帯電話の普及により、社会生活の基盤として、インターネットなどの新しい情報メディアが占める割合は今後益々高まってゆくものと思われ、商品に与える付加価値も、インターネットなどの新しい電子情報メディアにおける利用を念頭に入れて考慮する必要がある。特に、若年層のインターネット利用度は極めて高く、このような若年層をターゲットとする商品については、従来の「おまけ」や「クーポン券」に代わる新たな付加価値を付与した販売形態が求められている。

40

【0004】

そこで本発明は、電子情報メディアへの利用に適した付加価値を商品に付与することにより効果的な販売促進が期待できる付加サービス提供システムを提供することを目的とする。

【0012】

【課題を解決するための手段】

50

(1) 本発明の第1の態様は、市場に流通させる商品に付加価値を与え、この付加価値に基いて付加的なサービスを提供する機能を有する商品についての付加サービス提供システムにおいて、

第1の識別コードを発生させる第1の識別コード発生手段と、

第2の識別コードを発生させる第2の識別コード発生手段と、

第1の事業者が出荷する商品に第1の識別コードを付加するために、当該商品のパッケージに識別コードを印刷する機能もしくは当該商品のパッケージに識別コードの印刷物を添付する機能を有する第1の識別コード付加手段と、

第2の事業者が出荷する商品に第2の識別コードを付加するために、当該商品のパッケージに識別コードを印刷する機能もしくは当該商品のパッケージに識別コードの印刷物を添付する機能を有する第2の識別コード付加手段と、

ユーザが操作する端末装置に対してインターネットを介してWebページを提供する機能を有し、このWebページ上の指示に従ってユーザから異なる2種類の識別コードが同時にもしくは期間において別々に入力されたときに、この入力された識別コードの一方が第1の識別コードであり、他方が第2の識別コードであることを確認した上で、ユーザが操作する端末装置に対して、インターネットを介して所定のサービスを提供するサービス提供手段と、

を設けるようにしたものである。

【0013】

(2) 本発明の第2の態様は、市場に流通させる商品に付加価値を与え、この付加価値に基いて付加的なサービスを提供する機能を有する商品についての付加サービス提供システムにおいて、

第1の識別コードを発生させる第1の識別コード発生手段と、

第2の識別コードを発生させる第2の識別コード発生手段と、

第1の事業者が出荷する商品に第1の識別コードを付加するために、当該商品のパッケージに識別コードを印刷する機能もしくは当該商品のパッケージに識別コードの印刷物を添付する機能を有する第1の識別コード付加手段と、

第2の事業者が出荷する商品に第2の識別コードを付加するために、当該商品のパッケージに識別コードを印刷する機能もしくは当該商品のパッケージに識別コードの印刷物を添付する機能を有する第2の識別コード付加手段と、

ユーザが操作する端末装置に対してインターネットを介してWebページを提供する機能を有し、このWebページ上の指示に従ってユーザから識別コードが入力されたときに、この入力された識別コードが第1の識別コードまたは第2の識別コードであることを確認し、第1の識別コードまたは第2の識別コードのいずれか一方が入力されたことを条件として、ユーザが操作する端末装置に対して、インターネットを介して第1属性のサービスを提供し、第1の識別コードおよび第2の識別コードの双方が入力されたことを条件として、ユーザが操作する端末装置に対して、インターネットを介して第2属性のサービスを提供するサービス提供手段と、

を設けるようにしたものである。

【0014】

(3) 本発明の第3の態様は、市場に流通させる商品に付加価値を与え、この付加価値に基いて付加的なサービスを提供する機能を有する商品についての付加サービス提供システムにおいて、

第1の識別コードを発生させる第1の識別コード発生手段と、

第2の識別コードを発生させる第2の識別コード発生手段と、

第1の事業者が出荷する商品に第1の識別コードを付加するために、当該商品のパッケージに識別コードを印刷する機能もしくは当該商品のパッケージに識別コードの印刷物を添付する機能を有する第1の識別コード付加手段と、

第2の事業者が出荷する商品に第2の識別コードを付加するために、当該商品のパッケージに識別コードを印刷する機能もしくは当該商品のパッケージに識別コードの印刷物を

添付する機能を有する第2の識別コード付加手段と、

ユーザが操作する端末装置に対してインターネットを介してWebページを提供する機能を有し、このWebページ上の指示に従ってユーザから識別コードが入力されたときに、この入力された識別コードが第1の識別コードまたは第2の識別コードであることを確認し、第1の識別コードが入力されたことを条件として、ユーザが操作する端末装置に対して、インターネットを介して第1属性のサービスを提供し、第2の識別コードが入力されたことを条件として、ユーザが操作する端末装置に対して、インターネットを介して第2属性のサービスを提供し、第1の識別コードおよび第2の識別コードの双方が入力されたことを条件として、ユーザが操作する端末装置に対して、インターネットを介して第3属性のサービスを提供するサービス提供手段と、

を設けるようにしたものである。

【0015】

(4) 本発明の第4の態様は、上述の第1～第3の態様に係る商品についての付加サービス提供システムにおいて、

ユーザから第1の識別コードと第2の識別コードとの双方が入力された場合に、これら2種類の識別コードの入力順に応じて、サービス提供手段から提供されるサービスの内容を変えるようにしたものである。

【0016】

(5) 本発明の第5の態様は、上述の第1～第4の態様に係る商品についての付加サービス提供システムにおいて、

第1の識別コードまたは第2の識別コードのいずれか一方または双方に、複数通りのパターンを用意しておき、入力された識別コードのパターンに応じて、サービス提供手段から提供されるサービスの内容を変えるようにしたものである。

【0017】

(6) 本発明の第6の態様は、上述の第1～第5の態様に係る商品についての付加サービス提供システムにおいて、

サービス提供手段により提供されるサービスとして、ユーザに対するゲームの提供、クイズの提供、または易情報の提供を行うようにしたものである。

【0020】

(7) 本発明の第7の態様は、上述の第1～第6の態様に係る商品についての付加サービス提供システムにおいて、

サービス提供手段が、第1の識別コード発生手段および第2の識別コード発生手段と通信する機能を有し、第1の識別コード発生手段および第2の識別コード発生手段への問合せにより、入力された識別コードについての確認処理を行うようにしたものである。

【0021】

(8) 本発明の第8の態様は、上述の第1～第6の態様に係る商品についての付加サービス提供システムにおいて、

第1の識別コード発生手段および第2の識別コード発生手段が、それぞれ所定のアルゴリズムに基づいて第1の識別コードおよび第2の識別コードを発生する機能を有し、

サービス提供手段が、この所定のアルゴリズムに基づいて、入力された識別コードについての確認処理を行うようにしたものである。

【0023】

【発明の実施の形態】

以下、本発明を図示する実施形態に基づいて説明する。

【0024】

#### §1. 発明を実施する上での基本構成

図1は、本発明の一実施形態に係る商品についての付加サービス提供システムの基本構成を示すブロック図である。このシステムの特徴は、第1の事業者X（ここでは、説明の便宜上、菓子メーカーであったとする）が出荷する商品x（この例では菓子）と、第2の事業者Y（ここでは、説明の便宜上、玩具メーカーであったとする）が出荷する商品y（こ

10

20

30

40

50

の例では玩具)と、を市場に流通させるにあたって、それぞれ付加価値を与えるようにし、商品xに与えられた付加価値と商品yに与えられた付加価値とを連携させることにより、付加的なサービスの提供を行う点にある。

【0025】

このシステムの基本的な構成要素は、第1の識別コードを発生させる第1の識別コード発生手段10、第2の識別コードを発生させる第2の識別コード発生手段20、第1の事業者Xが出荷する商品xに第1の識別コードを付加する第1の識別コード付加手段11、第2の事業者Yが出荷する商品yに第2の識別コードを付加する第2の識別コード付加手段21、ユーザに対して所定のサービスを提供するサービス提供手段30である。

【0026】

第1の識別コード発生手段10および第2の識別コード発生手段20で発生させる識別コードは、どのようなコードであってもかまわない。一般的には、数桁の数字や英文字、あるいはこれらの組み合わせからなるコードを用いればよい。第1の識別コードは商品xに付与され、第2の識別コードは商品yに付与されることになるが、実用上は、付与される各識別コードは個々の商品ごとに異なるユニークな番号となるようにしておくのが好ましい。したがって、実際には、商品の出荷数量を考慮して、各商品ごとにユニークな識別コードが付与できるように、各識別コードを構成する数字や英文字の桁数を十分に確保しておくのが好ましい。もっとも、生鮮食品など、商品の性質から流通過程に長期間滞留することがない場合には、一定期間内に出荷される商品に関してユニークな識別コードが付与されるようにしておけば十分である。ここでは、説明の便宜上、第1の識別コード発生手段10で発生される識別コードをID(A)と表現し、第2の識別コード発生手段20で発生される識別コードをID(B)と表現することにする。もちろん、識別コードID(A)やID(B)は、それぞれ各商品ごとに異なっている。

【0027】

第1の識別コード付加手段11は、第1の識別コード発生手段10で発生した第1の識別コードID(A)を、第1の事業者Xが出荷する製品xに付加する機能を有していれば、具体的には、どのような装置で構成してもかまわない。同様に、第2の識別コード付加手段21も、第2の識別コード発生手段20で発生した第2の識別コードID(B)を、第2の事業者Yが出荷する製品yに付加する機能を有していれば、具体的には、どのような装置で構成してもかまわない。識別コードを商品に付加する最も簡単な方法は、出荷する商品のパッケージに識別コードを印刷する方法である。この場合は、商品パッケージの印刷装置が、識別コード付加手段11, 21として機能し、識別コードID(A), ID(B)は、商品パッケージの一部に刷り込まれることになる。ただ、商品パッケージに識別コードを刷り込む方式の場合、店頭で商品を購入せずに、識別コードのみをメモし、これを利用してしまふ、という不正が行われる可能性があるため、実用上は、パッケージを開封しないと目に触れない箇所に印刷するとか、識別コードの印刷部分を覆い隠すような包装を施すなどの工夫が必要になる。この他、商品パッケージとは別に、識別コードID(A), ID(B)が提示された印刷物を作成し、この識別コードの印刷物を商品パッケージ内に添付してもよい。この場合は、印刷物を作成する印刷装置と、これをパッケージに同梱させるための装置が、識別コード付加手段11, 21として機能することになる。識別コードが印刷された印刷物として、たとえば、キャラクターカードなどのいわゆる「おまけ」を利用することも可能である。

【0028】

本発明の基本概念は、このようにして、第1の識別コードID(A)が付加された商品x(菓子)と、第2の識別コードID(B)が付加された商品y(玩具)と、を市場に流通させ、これら双方を購入したユーザに対して、付加的なサービスを提供しよう、という点にある。付加的なサービスの提供方法としては、種々の方法が考えられるが、本願発明者が最も有効と考えている方法は、インターネットを利用した方法である。そこで、ここで述べる実施形態では、サービス提供手段30が、インターネット40を利用して、ユーザに対して所定のサービスを提供する例について述べることにする。したがって、この実施

10

20

30

40

50

形態では、サービスを受けるユーザは、インターネット40に接続する環境を有している必要がある。図示の端末装置51～53（実際には、多数の端末装置がインターネット40に接続されている）は、いずれもユーザがインターネット40に接続するために操作する端末装置であり、具体的には、パソコンや携帯電話などによって構成される。一方、サービス提供手段30は、インターネット40に接続されたサーバ装置によって構成されている。一般的には、サービス提供手段30をWebサーバ装置によって構成し、端末装置51～53にインストールされたWebブラウザソフトウェアを利用して、サービス提供手段30へのアクセスが可能ないようにしておけばよい。

#### 【0029】

ここでは、あるユーザが、商品xと商品yとの双方を購入し、端末装置51を用いてサービス提供手段30からのサービスの提供を受けるまでの手順を説明しよう。ユーザは、まず、端末装置51のWebブラウザ機能を用いて、サービス提供手段30（Webサーバ装置）がインターネット40上で公開している所定のWebページにアクセスする。このようなアクセスを行うために必要な情報、すなわち、当該WebページのURLアドレスは、たとえば、商品xや商品yのパッケージや説明書に記載しておくようにすればよい。

#### 【0030】

サーバ装置30は、図2に示すように、3つの機能を有している。第1の機能は、識別コードの入力機能であり、インターネット40を介して、端末装置51から入力された識別コードを取り込む機能である。ユーザは、サーバ装置30から提示されるWebページ上の指示に従って、商品xあるいは商品yに付加されてきた識別コードを、端末装置51から入力する操作を行うことになる。

#### 【0031】

第2の機能は、識別コードの確認機能であり、上述の第1の機能によって取り込まれた識別コードが、第1の識別コード発生手段10で発生された第1の識別コードID(A)であるか否か、第2の識別コード発生手段20で発生された第2の識別コードID(B)であるか否か、を確認する機能である。図1に示す実施形態では、サーバ装置30は、第1の識別コード発生手段10および第2の識別コード発生手段20と通信する機能を有しており（図1には、インターネット40とは別個の通信手段により通信を行う例が示されているが、もちろん、インターネット40経由で通信を行ってもかまわない）、第1の識別コード発生手段10および第2の識別コード発生手段20への問合せにより、入力された識別コードについての確認処理を行うことができる。この場合、第1の識別コード発生手段10および第2の識別コード発生手段20には、それぞれ過去に発行した識別コードを記録格納しておくようにし、サーバ装置30から特定の識別コードについての問合せがあったときに、過去の記録を参照することにより、当該識別コードが過去に発行した識別コードであるか否かを回答できるようにしておく。サーバ装置30は、この回答に基づいて、ユーザが入力した識別コードが、第1の識別コードID(A)であるか否か、第2の識別コードID(B)であるか否か、を確認することができる。

#### 【0032】

なお、サーバ装置30の第2の機能は、必ずしも第1の識別コード発生手段10あるいは第2の識別コード発生手段20に対する問合せに基づいて行う必要はない。たとえば、第1の識別コード発生手段10および第2の識別コード発生手段20が、それぞれ所定のアルゴリズムに基づいて第1の識別コードID(A)および第2の識別コードID(B)を発生する機能を有していた場合には、この所定のアルゴリズムに基づいて、ユーザが入力した識別コードが、第1の識別コード発生手段10で発生された第1の識別コードID(A)であるのか、第2の識別コード発生手段20で発生された第2の識別コードID(B)であるのか、を確認する処理をサーバ装置30に行わせることも可能である。たとえば、特定の秘密コードに特定の演算を施すことによって識別コードを生成するようなアルゴリズムを用いることにすれば（秘密コードまたはアルゴリズムは、第1の識別コード発生手段10と第2の識別コード発生手段20とで異ならせておく）、ある識別コードが、特定の秘密コードや特定のアルゴリズムに基づいて発生されたものであるか否かの検証が可能である

10

20

30

40

50

。このような場合は、第1の識別コード発生手段10や第2の識別コード発生手段20へ問合せを行うことなしに、サーバ装置30内で検証処理を行うことにより、ユーザから入力された識別コードが、第1の識別コードID(A)であるのか、第2の識別コードID(B)であるのかを確認することができる。

#### 【0033】

サーバ装置30の第3の機能は、サービスの提供機能である。提供対象となるサービスは、ユーザに対するサービスであれば、どのようなサービスでもかまわない。ただ、ここに示す実施形態では、サービス提供手段30は、インターネット40に接続されたWebサーバ装置によって構成されているので、ユーザに対するサービスも、インターネット40を利用して端末装置51に対して提供できるサービスにするのが好ましい。たとえば、ユーザに対するゲームの提供、クイズの提供、または易情報の提供などのサービスは、インターネット40を利用して提供するのに適している。これら具体的なサービスの内容については、後に実施例として述べることにする。

#### 【0034】

### §2. サービスの提供形態

上述したように、サーバ装置30の第3の機能として実施されるサービスの提供は、第2の機能として実施された識別コードの確認結果に応じて行われることになる。すなわち、ユーザから入力された識別コードについての確認が行われたことを条件として、当該ユーザに対するゲームの提供、クイズの提供、または易情報の提供などのサービスが行われることになり、ユーザがでたらめな識別コードを入力した場合には、何らサービスの提供が行われるわけではない。サービスの提供を受けるためには、ユーザは、商品に添附されていた正しい識別コードを入力する必要がある。このように、正しい識別コードの入力を条件としたサービス提供方式は、商品を購入していない者が、不正な手段で、サービスの提供を受けることを防ぐことができ、著作権保護の観点からも有益である。なお、本発明を実施する上では、正しい識別コードには、第1の識別コードID(A)と、第2の識別コードID(B)との2種類がある。ここで、どの識別コードが入力された場合に、どのようなサービスを提供するか、という点については、いろいろな取り扱いが可能であるが、基本的には、図3に示すような3種類の実施形態を考えることができる。

#### 【0035】

図3に示す実施形態1は、ユーザから第1の識別コードID(A)と第2の識別コードID(B)とが入力された場合に限り、所定のサービスSを提供する、という取り扱いをするものである。すなわち、ID(A) and ID(B)というAND条件が満たされた場合にだけ、サービスSが提供されることになり、それ以外の場合には、サービスは提供されない。図1に示す例の場合、ID(A)は商品x(菓子)に添附されている識別コードであり、ID(B)は商品y(玩具)に添附されている識別コードであるから、菓子と玩具との双方を購入したユーザだけが(ID(A)とID(B)との双方を得ることができたユーザだけが)、サービスSの提供を受けることができる。実用上は、菓子メーカーである第1の事業者Xと、玩具メーカーである第2の事業者Yとが、共同で「菓子と

玩具とを購入すると、インターネット上でゲーム、クイズ、占いなどで遊べる」という販売促進用キャンペーンを行うことになる。菓子のみを購入したユーザは、第1の識別コードID(A)しか得ることができないので、第2の識別コードID(B)を得るために玩具を購入しようと意図するであろうし、逆に、玩具のみを購入したユーザは、第2の識別コードID(B)しか得ることができないので、第1の識別コードID(A)を得るために菓子を購入しようと意図するであろう。このように、本発明のメリットのひとつは、異なる複数の事業者が相互に連携をとることにより、効果的な販売促進を図ることができる点にある。

#### 【0036】

なお、この実施形態1を採る場合には、サーバ装置30は、第1の機能において、ユーザから異なる2種類の識別コードを入力し、第2の機能において、この入力した識別コードの一方が第1の識別コードID(A)であり、他方が第2の識別コードID(B)である

10

20

30

40

50



ことを確認し、この確認が得られることを条件として、第3の機能において、当該ユーザに対してインターネット40を利用してサービスSを提供する、という処理を行うことになる。

【0037】

上述した実施形態1では、商品x(菓子)のみを購入したユーザや、商品y(玩具)のみを購入したユーザには、何らサービスの提供は行われなかった。これは、サービスSの提供を受けるための前提条件が、ID(A) and ID(B)という第1の識別コードと第2の識別コードとの双方の入力がなされたとき、という条件設定をしたためである。しかしながら、現実的には、商品x(菓子)と商品y(玩具)とを同時に購入するケースよりも、いずれか一方を先に購入するというケースの方が圧倒的に多いと考えられる。そこで、実用上は、いずれか一方の識別コードしか入手できていない場合にも、何らかのサービスの提供が受けられるようにする方が好ましい。

10

【0038】

図3に示す実施形態2は、このような観点に基く実施形態であり、ユーザから第1の識別コードID(A)または第2の識別コードID(B)のいずれか一方が入力された場合には、第1属性のサービスS11を提供し、双方がともに入力された場合には、第2属性のサービスS12を提供する、という取り扱いをするものである。ここで、第1属性のサービスS11と第2属性のサービスS12とは、後述する実施例に示されているように、内容や品質が異なるサービスであり、一般的には、第2属性のサービスS12の方が、内容や品質が高くなるようにする。結局、ID(A) or ID(B)というOR条件が満たされれば、一応、第1属性のサービスの提供を受けることができるが、ID(A) and ID(B)というAND条件が満たされた場合には、より内容や品質が充実した第2属性のサービスの提供を受けることができるようになる。このような実施形態では、菓子のみを購入したユーザや、玩具のみを購入したユーザは、とりあえず第1属性のサービスS11の提供を受けることができるが、この第1属性のサービスS11の提供を受けることによって、更に内容や品質の充実した第2属性のサービスS12の提供を受けたいと意図することになり、やはり十分な販売促進効果を得ることができる。

20

【0039】

なお、この実施形態2を採る場合には、サーバ装置30は、第1の機能において、ユーザから識別コードを入力し、第2の機能において、この入力した識別コードが第1の識別コードID(A)または第2の識別コードID(B)であることを確認し、第3の機能においては、この確認結果に応じて、第1の識別コードID(A)または第2の識別コードID(B)のいずれか一方が入力された場合には、当該ユーザに対してインターネット40を利用して第1属性のサービスS11を提供し、第1の識別コードID(A)および第2の識別コードID(B)の双方が入力された場合には、当該ユーザに対してインターネット40を利用して第2属性のサービスS12を提供する、という処理を行うことになる。

30

【0040】

図3に示す実施形態3は、上述の実施形態2を更に変形した実施形態である。すなわち、上述の実施形態2では、第1の識別コードID(A)または第2の識別コードID(B)のいずれか一方が入力された場合には、いずれの場合であっても第1属性のサービスS11を提供していたが、この実施形態3では、第1の識別コードID(A)が入力された場合には、第1属性のサービスS21を提供し、第2の識別コードID(B)が入力された場合には、第2属性のサービスS22を提供し、両方の識別コードID(A) and ID(B)が入力された場合には、第3属性のサービスS23を提供する、という取り扱いをするものである。ここで、第1属性のサービスS21、第2属性のサービスS22、第3属性のサービスS23は、互いに内容や品質が異なるサービスであり、一般的には、第1属性のサービスS21および第2属性のサービスS22の品質は同程度であってよいが、これらに比べて第3属性のサービスS23は、内容や品質を高めておくようにすればよい。

40

【0041】

50

この実施形態3を採る場合には、サーバ装置30は、第1の機能において、ユーザから識別コードを入力し、第2の機能において、この入力した識別コードが第1の識別コードID(A)または第2の識別コードID(B)であることを確認し、第3の機能においては、この確認結果に応じて、第1の識別コードID(A)が入力された場合には、当該ユーザに対してインターネット40を利用して第1属性のサービスS21を提供し、第2の識別コードID(B)が入力された場合には、当該ユーザに対してインターネット40を利用して第2属性のサービスS22を提供し、第1の識別コードID(A)および第2の識別コードID(B)の双方が入力された場合には、当該ユーザに対してインターネット40を利用して第3属性のサービスS23を提供する、という処理を行うことになる。

【0042】

なお、実用上は、同一の識別コードの入力によるサービス提供の回数には制限を定めておくのが好ましい。たとえば、同一識別コードによるサービス提供回数を3回に制限したとすると、図3の実施形態3の場合、同一の識別コードID(A)の入力に応じてサービスS21の提供を受けられる回数は3回までということになり、同一の識別コードID(B)の入力に応じてサービスS22の提供を受けられる回数は3回までということになり、また、同一の識別コードID(A) and ID(B)の入力に応じてサービスS23の提供を受けられる回数も3回までということになる。このように回数制限を課するようしておけば、制限回数が満了してしまった場合には、ユーザは新しい商品を再び購入して新たな識別コードを入手しようと意図することになるので、十分な販売促進効果が得られるようになる。このような回数制限を行うには、サーバ装置30内において、どの識別コードの入力によってどのサービスがこれまでに何回提供されたかをカウントしておくようにすればよい。

【0043】

また、上述の各実施形態において、ID(A) and ID(B)のようなAND条件が満たされることを前提として所定のサービスを提供する場合、第1の識別コードID(A)と第2の識別コードID(B)とは、必ずしも同時に入力される必要はなく、同一の端末装置51(もしくは、同一のユーザが操作する別な端末装置であってもよい)から2つの識別コードが入力されたことが確認できれば、両識別コードの入力時期に期間的隔たりがあってもかまわない。たとえば、上述の実施形態3が実施されている場合に、菓子のみを購入したユーザが第1の識別コードID(A)を用いてアクセスを行えば、サービスS21の提供を受けることができる。このとき、当該ユーザからこの識別コードID(A)を用いたアクセスがあったことを記録しておくようにすれば、後日、再び当該ユーザからのアクセスがあった場合には、当該ユーザについては既に識別コードID(A)が入力済みであることを認識することができる。したがって、このユーザが後日、玩具を購入して第2の識別コードID(B)を入手し、この識別コードID(B)を用いてアクセスを行えば、サービスS22の提供を受けることができるのは勿論であるが、当該ユーザに関しては、第1の識別コードID(A)と第2の識別コードID(B)との双方が、時間差をもって入力されたことが確認できるので、当該ユーザは、サービスS23の提供を受けることもできるようになる。

【0044】

本発明を実施する上で、個々のユーザからのアクセスの履歴を記録しておくようにすれば、各ユーザごとにサービスの利用履歴を作成することができ、個々のユーザごとに、どの程度の頻度で商品x, yを購入しているか、どのようなサービスの提供を受けているか、どのような時間帯にサービスの提供を受けているか、といった情報を取得することができ、他の販売促進キャンペーンなどを行う場合に参考にすることができる。また、各商品に付与した識別コードという情報がインターネット40経由で戻ってくることになるので、流通履歴の管理を行うことも可能になる。たとえば、識別コード付加手段11, 21において、どの識別コードをいつ出荷した商品に付加したか、という情報を記録しておくようにすれば、ある時期に出荷した商品がいつごろユーザの手に渡るのか、といった流通過程における滞留時間を把握することも可能である。あるいは、関東地区へ出荷する商品に付

10

20

30

40

50

加する識別コードと、関西地区へ出荷する商品に付加する識別コードとを変える、というように、出荷地区ごとにそれぞれ付加する識別コードを区別できるようにしておけば、どの地区のユーザのサービス利用頻度が高いか、といった情報を得ることもできるようになる。

【 0 0 4 5 】

### § 3 . いくつかの変形例

続いて、これまでに述べてきた実施形態の変形例をいくつか述べておく。

【 0 0 4 6 】

(1) 図 4 に示す実施形態 1 \* , 2 \* , 3 \* は、図 3 に示す実施形態 1 , 2 , 3 のそれぞれの変形例を示すものであり、ユーザから第 1 の識別コード ID ( A ) と第 2 の識別コード ID ( B ) との双方が入力された場合に、これら 2 種類の識別コードの入力順に応じて、提供すべきサービスの内容を変えるようにしたものである。たとえば、実施形態 1 \* の場合、2 つの識別コードを、ID ( A ) , ID ( B ) の順に入力した場合には、サービス S a が提供され、逆に、ID ( B ) , ID ( A ) の順に入力した場合には、サービス S b が提供されることになる。また、実施形態 2 \* の場合であれば、2 つの識別コードを、ID ( A ) , ID ( B ) の順に入力した場合には、サービス S 1 2 a が提供され、逆に、ID ( B ) , ID ( A ) の順に入力した場合には、サービス S 1 2 b が提供されることになる。同様に、実施形態 3 \* の場合であれば、2 つの識別コードを、ID ( A ) , ID ( B ) の順に入力した場合には、サービス S 2 3 a が提供され、逆に、ID ( B ) , ID ( A ) の順に入力した場合には、サービス S 2 3 b が提供されることになる。このように、複数の識別コードの入力順に基いて、提供されるべきサービスの内容を変えるようにすれば、よりバリエーションに富んだサービス提供が可能になる。

【 0 0 4 7 】

(2) 図 5 に示す実施形態 3 \* \* は、図 3 に示す実施形態 3 の別な変形例を示すものであり、第 1 の識別コード ID ( A ) と第 2 の識別コード ID ( B ) に、それぞれ複数通りのパターンを用意しておき、入力された識別コードのパターンに応じて、提供されるサービスの内容を変えるようにしたものである。図示の例では、第 1 の識別コード ID ( A ) には、ID ( A 1 ) と ID ( A 2 ) との 2 とおりのパターンが用意されており、実際に商品 x に付与されている識別コードは、この 2 とおりのパターンのうちのいずれか一方に所属することになる。同様に、第 2 の識別コード ID ( B ) にも、ID ( B 1 ) と ID ( B 2 ) との 2 とおりのパターンが用意されており、実際に商品 y に付与されている識別コードは、この 2 とおりのパターンのうちのいずれか一方に所属することになる。このように、第 1 の識別コードおよび第 2 の識別コードにそれぞれ複数通りのパターンを用意しておけば、その組み合わせによって、提示すべきサービスを種々変えることができ、バリエーションに富んだサービス提供が可能になる。図 5 に示す例の場合、種々の組み合わせにより、サービス S 1 ~ S 1 0 の 1 0 通りのサービスを選択的に提供することが可能になる。もちろん、2 つの識別コードを入力するケースについては、更に入力順に応じてサービスの内容を変えるようにすれば、更にバリエーションを増やすことも可能である。なお、複数通りのパターンを用意した場合には、個々の商品ごとに、あるいは価格帯が共通する商品群ごとに、それぞれ異なるパターンの識別コードを付与するようにすれば、商品ごとに与える付加価値にバリエーションをつけることができる。

【 0 0 4 8 】

(3) 図 1 にブロック図として示した構成は、本発明に係るシステムの機能に着目して、このシステムを機能ブロックとして示したものであり、実際の装置構成を示すものではない。したがって、たとえば、図示の構成例では、第 1 の識別コード発生手段 1 0 と第 1 の識別コード付加手段 1 1 とが別の構成要素となっており、第 2 の識別コード発生手段 2 0 と第 2 の識別コード付加手段 2 1 とが別の構成要素となっているが、手段 1 0 と手段 1 1 とを同一の装置で構成してもかまわないし、手段 2 0 と手段 2 1 とを同一の装置で構成してもかまわない。また、第 1 の識別コード発生手段 1 0 と第 2 の識別コード発生手段 2 0 とを同一の装置（たとえば、同一のコンピュータ）によって構成してもよいし、更に、こ

10

20

30

40

50

れら手段10, 20を、サービス提供手段30(たとえば、同一のサーバ装置)内に組み込んでしまってもかまわない。

【0049】

(4) 上述の実施形態では、各識別コードの商品への付加は、数字や文字などを商品パッケージに印刷したり、数字や文字などの印刷物を商品パッケージに同梱したりすることによって行われ、ユーザは、このように肉眼で認識可能な態様で商品に付加されている識別コードを、端末装置を操作して入力することになる。しかしながら、商品へ識別コードを付加する手法は、必ずしも肉眼で認識可能な態様で行う必要はない。たとえば、バーコードの形式で商品に付加したり、磁気記録媒体や光記録媒体に記録した形式で商品に付加したりすることもできる。この場合、ユーザは、バーコードリーダや、各記録媒体用のデータ読取装置を用いて、識別コードを端末装置に入力する操作を行うことになる。

10

【0050】

(5) 上述の実施形態は、インターネットを介して、識別コードの入力を行い、サービスの提供を行っているが、本発明を実施する上では、必ずしもインターネットを介する必要はない。たとえば、ユーザ自身が所有するパソコン、携帯電話、ゲーム機器などをサービス提供手段30として利用することも可能である。具体的には、たとえば、CD-ROMなどの媒体配布や、インターネットからのダウンロードなどの方法を利用して、予め各ユーザに所定のソフトウェアを配布しておき、このソフトウェアをユーザが所有するパソコンなどに組み込むことにより、そのパソコン自身がサービス提供手段30として機能するようにしておくこともできる。この場合、ユーザはサービス提供手段30(パソコン)に対して直接識別コードを入力する操作を行うことになり、サービス提供手段30から直接サービスの提供を受けることになる。

20

【0051】

(6) 上述の実施形態は、2組の事業者について本発明を実施したものであるが、本発明は、複数の事業者が出荷する商品についてそれぞれ各事業者固有の識別コードを付加するようにし、複数の事業者によって共通のキャンペーンを展開できるようにした点が特徴であり、このキャンペーンに参加する事業者は必ずしも2組である必要はない。3組以上の事業者が共通のキャンペーンを展開し、各事業者がそれぞれ固有の識別コードを商品に付加するようにしてもかまわない。この場合、ユーザに対するサービスの提供は、キャンペーンに参加している全事業者の識別コードが入力されることを条件として行ってもよいし、一部の事業者の識別コードが入力されることを条件として行ってもよい。もちろん、入力された識別コードの数や種類に応じて、提供するサービスの内容を変えることも可能である。

30

【0052】

【実施例】

最後に、図1に示すインターネットを利用した実施形態について、より具体的な実施例をいくつか述べておく。以下の各実施例は、前述した実施形態3, 3\*, 3\*\*に関するものであり、菓子および玩具を購入したユーザが、パソコンを端末装置51として利用して、サービス提供手段30としてのサーバ装置にアクセスし、商品に付加されていた識別コードを入力することにより、ゲームの提供、クイズの提供、または易情報の提供などのサービスを受ける、という実施形態に係るものである。いわば商品に付加されていた「電子おまけ」として、ゲームの提供、クイズの提供、易情報の提供などが行われることになる。

40

【0053】

(1) 基本概念：2つの識別コードで別の世界が展開する。1つの識別コードだけでもステージを体験できるが、2つの識別コードを取得して2つのステージを体験することにより、第3のステージへと進めるようなサービス。たとえば、識別コードID(A)の入力によりステージXの体験(第1属性のサービス)ができ、識別コードID(B)の入力によりステージYの体験(第2属性のサービス)ができ、両ステージをクリアすることにより、ステージZの体験(第3属性のサービス)ができる。

50

具体的には、たとえば、キャラクタの成長過程を楽しむ育成ゲームを提供する。識別コードID(A)を入力すると、第1属性のサービス、すなわち、学校ステージの育成シミュレーションゲームが提供され、識別コードID(B)を入力すると、第2属性のサービス、すなわち、会社ステージの育成シミュレーションゲームが提供される。そして、学校ステージと会社ステージの双方をクリアすると(当然、その時点までには、識別コードID(A), ID(B)の双方が入力されていることになる)、生活ステージの育成シミュレーションゲームが提供される(第3属性のサービス)。この生活ステージへ入ると、更に別な識別コードID(C)が提供され、この識別コードID(C)を入力することにより、仮想都市空間内でビジネスを行うようなシミュレーションが可能となり、他のプレイヤーとのコミュニケーションを行うことも可能になる。

10

あるいは、クイズゲームを提供する。識別コードID(A)を入力すると、第1属性のサービス、すなわち、全国グルメ編クイズの出題がなされ、識別コードID(B)を入力すると、第2属性のサービス、すなわち、全国乗り物編クイズの出題がなされる。更に、この2つのクイズジャンルからの出題が完了すると、あるいは所定の正解率でクリアできると(当然、その時点までには、識別コードID(A), ID(B)の双方が入力されていることになる)、プレゼント付きクイズの出題がなされ(第3属性のサービス)、ここで正解率が高い場合には、プレゼントを得ることができる。あるいは、更なるクイズに挑戦するために必要な更に別な識別コードID(C)が提供される。

【0054】

(2) 基本概念：2つの識別コードで1つのものをつくりあげる。たとえば、識別コードID(A)の入力によりパーツXの創造(第1属性のサービス)ができ、識別コードID(B)の入力によりパーツYの創造(第2属性のサービス)ができ、パーツX, Yの合成により1つのものの創造(第3属性のサービス)ができる。

20

具体的には、たとえば、キャラクタの形成過程を楽しむ育成ゲームを提供する。識別コードID(A)を入力すると、第1属性のサービス、すなわち、頭脳形成ステージへ進むことができるようになり、キャラクタの頭脳的なパラメータの設定ができるようになる。また、識別コードID(B)を入力すると、第2属性のサービス、すなわち、体型形成ステージへ進むことができるようになり、キャラクタの体型的なパラメータの設定ができるようになる。キャラクタについての頭脳と体型とをバランスよく組み合わせることにより(当然、その時点までには、識別コードID(A), ID(B)の双方が入力されていることになる)、オリジナルキャラクタを完成させることができる(第3属性のサービス)。完成したオリジナルキャラクタについてはランキングを行い、上位にランキングされたキャラクタについては、アニメの番組などで使用されるなどの特典が得られる。

30

【0055】

(3) 基本概念：2つの識別コードで合格チャンスが上がる。たとえば、識別コードID(A)の入力によりジャンルXへの挑戦(第1属性のサービス)ができ、識別コードID(B)の入力によりジャンルYへの挑戦(第2属性のサービス)ができ、両ジャンルX, Yの解答結果により合格(第3属性のサービス)ができる。

具体的には、たとえば、賞品付クイズゲームを提供する。識別コードID(A)を入力すると、第1属性のサービス、すなわち、全国グルメ編クイズの出題がなされ、識別コードID(B)を入力すると、第2属性のサービス、すなわち、全国乗り物編クイズの出題がなされる。合計正答数が50を越えると賞品がもらえる。全国グルメ編クイズでは正答数が40問、全国乗り物編クイズでは正答数が30問、というような場合、一方の識別コードだけでは、賞品獲得はできないが、両方の識別コードを取得することにより、全正答数は70問となり、賞品を獲得する(第3属性のサービス)ことができるようになる。

40

【0056】

(4) 基本概念：2つの識別コードで参加権と関連情報入手が可能。1つの識別コードによって、何らかのゲームへの参加権が得られ、もう1つの識別コードによって、当該ゲームについての関連情報の入手が可能になる。たとえば、識別コードID(A)の入力によりゲームへの参加権Xが得られ(第1属性のサービス)、識別コードID(B)の入力に

50

より関連情報 Y が得られ（第 2 属性のサービス）、参加権 X と関連情報 Y との双方が得られることによりゲームの目標をクリアする（第 3 属性のサービス）ことができ、更に次のステージへと進むことができる。

【 0 0 5 7 】

(5) 基本概念：2つの識別コードではじめて全機能が使える。1つの識別コードだけでは、それぞれ一部の機能しか利用できないが、両方の識別コードによって全機能が使えるようになる。たとえば、他のユーザとコミュニケーションをとることができるサービスにおいて、識別コード ID ( A ) の入力により、自己のメッセージをパーソナルページに掲載するとともに、他人のパーソナルページを閲覧する機能が得られ（第 1 属性のサービス）、識別コード ID ( B ) の入力により、他人のパーソナルページに対して自己の意見を 10  
送信する機能が得られ（第 2 属性のサービス）、両識別コード ID ( A ) , ID ( B ) の入力により全機能が得られる（第 3 属性のサービス）。あるいは、オークションの場を提供するようにし、一方の識別コードでは出品、他方の識別コードでは購入、両方の識別コードでは出品とともに購入ができるようにする。

【 0 0 5 8 】

(6) 基本概念：複数の識別コードパターンの組合せにより展開が変化する。識別コード ID ( A ) 、 ID ( B ) に複数のパターンを用意しておき、その組合せにより異なるサービスを 20  
提供する。たとえば、RPGゲームにおいて、ID ( A 1 ) の入力によりステージ 1 のプレイが可能になり、ID ( A 1 ) および ID ( A 2 ) の入力によりステージ 2 のプレイが可能になり、ID ( B 1 ) の入力によりステージ 3 のプレイが可能になり、ID ( B 1 ) および ID ( B 2 ) の入力によりステージ 4 のプレイが可能になり、ID ( A 1 ) , ID ( A 2 ) , ID ( B 1 ) , ID ( B 2 ) の入力によりステージ 5 のプレイが可能になる。

【 0 0 5 9 】

(7) 基本概念：識別コードの入力順に応じて展開が変化する。たとえば、RPGゲームにおいて、ID ( A ) の入力によりステージ 1 のプレイが可能になり、ID ( B ) の入力によりステージ 2 のプレイが可能になり、ID ( A ) ID ( B ) の順に 2 つの識別コードを入力することによりステージ 3 のプレイが可能になり、ID ( B ) ID ( A ) の順に 2 つの識別コードを入力することによりステージ 4 のプレイが可能になる。また、識別コード自体に「当たり/ハズレ」をつけておき、「ハズレ」の場合にはステージ体験が 30  
できないようにしてもよい。

【 0 0 6 0 】

(8) 基本概念：複数の識別コードパターンを用意し、各パターンの組合せごとに結果を判断。たとえば、ID ( A 1 ) and ID ( B 1 ) の組合せについては結果 1 を、ID ( A 1 ) and ID ( B 2 ) の組合せについては結果 2 を、ID ( A 2 ) and ID ( B 1 ) の組合せについては結果 3 を、ID ( A 2 ) and ID ( B 2 ) の組合せについては結果 4 を、それぞれ提示する。

具体的には、たとえば、相性占いゲームを提供する。ID ( A 1 ) and ID ( B 1 ) の組合せについては「残念。最悪の相性です」なる結果を提示。ID ( A 1 ) and ID ( B 2 ) の組合せについては「ガンバレば吉」なる結果を提示。ID ( A 2 ) and ID ( B 1 ) の組合せについては「まずまずですな」なる結果を提示。ID ( A 2 ) and ID ( B 2 ) の組合せについては「相性抜群」なる結果を提示。 40

【 0 0 6 1 】

【発明の効果】

以上のとおり、本発明に係る商品についての付加サービス提供システムによれば、いわゆる「電子おまけ」として、電子情報メディアへの利用に適した付加価値を商品に付与することができるようになり、複数の事業者の連携により効果的な販売促進が可能になる。

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明の一実施形態に係る商品についての付加サービス提供システムの基本構成を示すブロック図である。 50

- 【図2】図1のサービス提供手段30のもつ3つの機能を示す図である。
- 【図3】図1のサービス提供手段30によるサービス提供形態の例を示す図である。
- 【図4】図3に示すサービス提供形態の変形例を示す図である。
- 【図5】図3に示すサービス提供形態の更に別な変形例を示す図である。

【符号の説明】

- 10 ... 第1の識別コード発生手段
- 11 ... 第1の識別コード付加手段
- 20 ... 第2の識別コード発生手段
- 21 ... 第2の識別コード付加手段
- 30 ... サービス提供手段（サーバ装置）
- 40 ... インターネット
- 51 ~ 53 ... 端末装置

ID(A), ID(A1), ID(A2) ... 第1の識別コード（第1の事業者Xの商品xに付加される識別コード）

ID(B), ID(B1), ID(B2) ... 第2の識別コード（第2の事業者Yの商品yに付加される識別コード）

X ... 第1の事業者（菓子メーカー）

Y ... 第2の事業者（玩具メーカー）

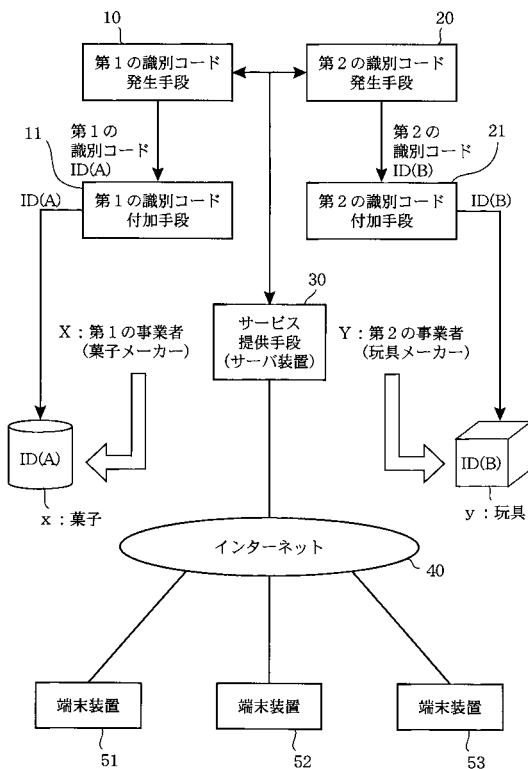
x ... 第1の事業者の商品（菓子）

y ... 第2の事業者の商品（玩具）

10

20

【図1】



【図2】

サーバ装置の機能	
第1の機能	識別コードの入力
第2の機能	識別コードの確認
第3の機能	サービスの提供

【図3】

- 実施形態1  
ID(A) and ID(B) の入力 ⇔ サービスSの提供
- 実施形態2  
ID(A) or ID(B) の入力 ⇔ サービスS11の提供  
ID(A) and ID(B) の入力 ⇔ サービスS12の提供
- 実施形態3  
ID(A) の入力 ⇔ サービスS21の提供  
ID(B) の入力 ⇔ サービスS22の提供  
ID(A) and ID(B) の入力 ⇔ サービスS23の提供

【 図 4 】

実施形態 1 \*

ID(A) and ID(B) の入力 ⇨ サービスSa の提供  
ID(B) and ID(A) の入力 ⇨ サービスSb の提供

実施形態 2 \*

ID(A) or ID(B) の入力 ⇨ サービスS11の提供  
ID(A) and ID(B) の入力 ⇨ サービスS12aの提供  
ID(B) and ID(A) の入力 ⇨ サービスS12bの提供

実施形態 3 \*

ID(A) の入力 ⇨ サービスS21の提供  
ID(B) の入力 ⇨ サービスS22の提供  
ID(A) and ID(B) の入力 ⇨ サービスS23aの提供  
ID(B) and ID(A) の入力 ⇨ サービスS23bの提供

【 図 5 】

実施形態 3 \*\*

ID(A1) の入力 ⇨ サービスS1の提供  
ID(A2) の入力 ⇨ サービスS2の提供  
ID(B1) の入力 ⇨ サービスS3の提供  
ID(B2) の入力 ⇨ サービスS4の提供  
ID(A1) and ID(A2) の入力 ⇨ サービスS5の提供  
ID(A1) and ID(B1) の入力 ⇨ サービスS6の提供  
ID(A1) and ID(B2) の入力 ⇨ サービスS7の提供  
ID(A2) and ID(B1) の入力 ⇨ サービスS8の提供  
ID(A2) and ID(B2) の入力 ⇨ サービスS9の提供  
ID(B1) and ID(B2) の入力 ⇨ サービスS10の提供



## フロントページの続き

- (72)発明者 沓澤 浩也  
東京都葛飾区立石七丁目9番10号 株式会社トミー内
- (72)発明者 見鏡 真弘  
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内
- (72)発明者 倉重 雅彦  
東京都中央区京橋二丁目4番16号 明治製菓株式会社内
- (72)発明者 亀山 裕子  
東京都葛飾区立石七丁目9番10号 株式会社トミー内
- (72)発明者 内匠屋 健  
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内
- (72)発明者 河村 保宏  
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 株式会社ディー・エヌ・ピー・デジタルコム内

## 合議体

- 審判長 清田 健一  
審判官 山本 穂積  
審判官 後藤 彰

- (56)参考文献 特開平11-25307(JP,A)  
特開平11-66152(JP,A)  
特開平6-215270(JP,A)  
特開平3-152693(JP,A)  
米国特許第6039244(US,A)